

Title	国際漁業警察 (上)
Sub Title	
Author	泉, 哲
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.9 (1916. 9) ,p.1304(100)- 1312(108)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160901-0100

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

國際漁業警察(上)

泉 哲

海獸及び海魚は國際的動物にして一領海にのみ棲息するものにあらず。生育の状態食物の關係氣候の變化生殖の必要上一領海より他の領海若くは公海に移動し一所に定住せざるを常とす。若し一國にして之が濫獲をなさんか時として或る種の魚族を絶滅し他國の食料其他に影響する事あるは蓋し尠少にあらず。以此國際協約により魚類及び海獸の保護を圖りその増殖をして遺憾なからしめ以て人類の食物被服其他要用のものにて海産動物に其の原料を仰がざるべからざるものを充分ならしむるは當に國家の採るべき手段なるべし。殊に我國の如き四方海を以て圍まれし國は此の問題に關し最も利害を感

ずる事痛切なるものあり。左に世界列強が相議して漁獵警察を設くるに至りたる顛末を略述して斯道の參考に資せんとす。便宜の爲め世界海洋を四區に分ちて論ず。

第一 ドーバー海峡

ドーバー海峡に於ける蠣殻及び其の他の漁獵に關し英佛兩國は自國沿岸に於て單獨漁獵權執行の範圍を協定せり。之れ一八三九年八月二十一日巴里に於て締結せられたる議定にかゝり三海里以外に在りては兩國民は協同漁獵をなし得べく此の場合に於ける兩國の蠣殻獵船は齊しく該漁船の性質を明示し番號を附するの要あり兩國漁船にして逆風或は逆潮の爲めに三海里以内に漂流せし時は青色旗を掲揚すべし。此の場合兩國巡洋艦は其の侵入の原因を判するの職權あり。巡洋艦にして漁船領海以内に於て漁獵に従事せざりしを確認する時は漁船漁夫を抑留し或は其の他過酷の取扱をなさざるべきを定めた

り。此の協約以前に在りては兩國の巡邏船相手國の漁船に對し屢々過酷の取扱をなし國際爭議の基となりし事ありき。蓋し單獨取締の缺陷に基くと云ふべきなり。當時釣糸及び網を使用するに際しトロール船との衝突をを防ぐ一種の協同方針確立の必要に迫られたり。以之兩國は上述の協約により兩國民の同數を以て組織せる一の調査會を設け兩國漁民の指導たるべき規則の編成に著手せり。而して該ドーバー海峡に於ける英佛漁民指導規則は一八四三年五月二十四日發布せらる。該規則により海岸及び灣口十哩以内の灣は灣口連結線より、沖に向い三哩の距離以内を以て領海と定め、兩國漁夫は相手國の領海に於て網を投じ若くは其の他の方法により漁獲する事を禁せられ各漁船は登録し番號を附し漁具も亦同じく標識番號を附すべく、トロール漁船は鰭又は鯖網使用區域内に入るを禁せらる且つトロールは鯖鰭漁船より三哩の距離を常に

保つるの要あり。網目の大き同時に確定せられ漁船よりバラストを蠣殻床に放下するを許さず。協約國の巡洋艦は自國漁船に同規則勵行の任に該る。但し協約國一方の司令官は他方の漁船が規則違反行爲ありたる場合之を其國の巡洋艦に報告するの義務あり。漁船間の距離漁獵の時期其の他漁獵に關する行爲にして他船に損害を與ふるの惧ある場合巡邏中の巡洋艦は違反者の國籍の如何を論せず之れに命令するの權を賦與せらる。海峡漁業保護の目的を以て設けたる規則違反者は特設の裁判所或は審判官によりて審理せらるべく審判の權限は同國の漁夫間に生じたる問題若くは二國漁夫間に生じたるもの或は巡洋艦司令官が裁判し能はざる事件、領事官、稅關吏又は海事官の審判し能はざる事件を取扱ふに在り。但し殺人若くは海の他の重罪事件は各國の普通裁判所に於て審理裁判す。尙ほ二國の司令官は締盟國一方の漁船が他國の領海に侵入

したる嫌疑ある場合之を取調べ若し違反の事實を確認したるに際しては被告を抑留し最近の港灣に送附して審判に附せしむる權あり。但し些少の事件の爲め漁船間に争の生じたる場合には司令官は關係船を抑留し海上に於て仲裁する權あり。萬一右仲裁に服せざる時は關係船を最近の港灣に送附す。被告船にして外國の港灣に到著したる場合は四日以内に自國に送附せらるべし。此の場合に於ける領事官の責任は必要なる書類を税關吏若くは海事官に送達し次いでかゝる事件取扱の裁判所若くは裁判官に起訴するものとせられたり。

該協同取締協約は一八六七年十一月十一日巴里に於て締結せる英佛條約により増補改訂せられたり。此の條約の性質は前約に比し異なる所を見ずと雖も、第四條に於て兩國の漁夫は漁業巡洋艦の司令官が何時にても彼等の認可狀其他の記録を檢閲し得べきものとせり。舷燈、信號、

留の罰に科すべし。但し暴風の場合には司令官は締盟國一方の漁船をして自國の領海内に入る事を許可す。

第二、北海の漁獵

北海の漁獵に關し英、白兩國間に一八五二年三月二十二日の協約を結べり。乃ち兩國は協約國一方の臣民が他方の領海内に於て漁獵するの權を認む。後十年を経て兩國間に一の議定書調印せられ一八五二年漁業協約は現時之を保存し將來に於て新なる協約を締結するの希望を白國政府は表明せり。一八八二年五月六日海牙に於て英、白、丁、佛、獨、和、諸國北海漁獵警察に關する一條約を締結す。該條約は領海以外に於て締盟國の漁業者全部に適用すべき漁獵警察規則を定めたり。自國漁夫は干潮の際海岸より三哩以内の海面に於て獨占的漁獵權を有す。港灣に關しては十哩以内の灣口を直線を以て連結しそれより海洋に向ひ三哩に達する區域を以

認可證其他の記録表號等に關する規則履行の任に在る巡洋艦は各自國船のみを監視す、他國船にして該規則違反の場合には違反者の本國司令官に報告すべく尙ほ外國港に被告船を抑留するの時日は之を短縮して三日間とせり此の協約により定められたる犯罪九あり。

- 第一、觸殺獵時期終了に關する件、
- 第二、記號番號船各帆船浮標等に關する件、
- 第三、許可證に關する件、
- 第四、國旗及舷燈に關する件
- 第五、漁船間の距離に關する件、
- 第六、漁船の投錨區域に關する件、
- 第七、投網に關する件、
- 第八、網の引上に關する件
- 第九、網に附著する浮標に關する件、

以上の條項違反の場合は一々に就き八志以上の罰金若くは二日以上の拘留に處し漁船區域脱出の罪は十磅を超へざる科料三ヶ月以内漁船抑

て領海と定む。反之灣口十哩以上の場合には普通海岸に於けると同じく干潮の時に計りたる三哩以内を以て領海とす。該協約適用の爲め北海の面積限定の必要に迫られ北海の北限は北緯六十一度とリンデスボース燈臺間に横る諾威海岸により堺せられ夫れよりハウストーレン燈臺(丁抹)に一直線を劃し丁、獨、和、白の海岸に沿ひグリツネ燈臺に終る區域と定む。西方はグリツネより英國サウスホワランドに引きたる一線より境せられ夫れより英國及び蘇格蘭の東海岸に沿ふ海面とせり。

漁業監視は締盟國(白を除き)軍艦によりて之を行ふ。巡邏船は特に任命せる官吏により指揮せらるゝを得各漁船は各自國に於て登録し番號を附しボートに標識を施し附屬具亦同様の規定適用あり。各巡邏船は自國漁船に對してのみ警察權を執行し得べく他國船規則違反の場合には之を其の國巡邏船に報告するの義務あり。漁船

にして漁獵警察の任にある巡洋艦司令官に服せざる時は國權抵抗と見做し相當の處罰あり。

其の後一八八九年二月一日海牙に於て締盟國に宣言あり。該宣言により一八八二年北海漁獵條約第八條第五項の修正を見たり。即漁船の標識番號に關し船籍及び船名を表示するを以て目的とす。同宣言により標號數字は凡て中央に位置する帆の兩面に遠距離より鮮明に認め得る如く油墨を以て明かに之を記するを要す。

一八九一年五月二日に至り英、白兩國ブラッセルに於て他の宣言をなし兩國の漁夫間に起れる爭議調査を進行せしめんとせり。其の調査の手段として白國は鐵道港灣電信大臣の指名せる二名の官吏を英國商務院にて任命せられたる二名の委員とを以て一の調査會を組織す。此の調査委員は爭議發生の現狀に就き之を調査するの要あり。此の條約により委員會が相當の理由ありと認めたる事件にあらざれば兩國政府に移牒

せず兩國政府は協約實行及び違反者處罰に關し必要なる法案を自國立法部に提出するを誓約せり。

第三、北太西洋

ジョン及びセバスチンガボットが一四九七年ニューファウンドランド發見に先ち約一世紀間佛國漁夫は莫大なる數に於てニューフウンドランド附近に來り漁業に従事したり。カボットの發見後一五八三年に至りサーハンフレীগールバートは同地方を正式に英國に併合す。英國は常に其の主權を主張したりと雖も佛國は大いに其の主張を疑問とし多くの場合に於て或は佛國の主張正しき觀を呈せり。チャールス二世の復立はルイ十四世に取りて無上の好機にして此の好機に乗じルイ十四世は同地方を占領しプラセンシャル要塞を築き一六六二年より一七一三年のウトレヒト條約に至る迄之を領有せり。英佛間に締結せられたるウトレヒト條約によりニュー

ファウンドランド及び其の附近の島嶼は英國に讓與せられプラセンシャ市及び要塞其の他佛國領たりし部分は悉く之を英國に讓與せり。但し佛國臣民はニューファウンドランドに於て漁獵に従事し且つ之を乾燥するの特權を認許せられたり。一七五六年より一七六三年に至る七年戰爭の終局に當り三國は巴里條約を締結して新大陸に於ける佛國領土の全部を英國讓與するに至れるも同條約第五條により佛國臣民はニューファウンドランド海岸の一部に於て漁獵に従事し魚類乾燥の自由を有する事を承認せらる。此の點はウトレヒト條約第十三條に特筆せるものと毫も異なる所を見ざりき。尙ほ英國皇帝は佛國臣民にセントローレンス灣に於ても漁業に従事するの權を與へたり。但し佛國臣民は海岸より三リーク以内の海面に於て漁業に従事せざるべくセントローレンス灣附近の大陸及び島嶼に於ても同様なり。

一七八三年英佛間に平和克復するに當り英國皇帝はニューファウンドランド右岸に於ける佛國臣民漁獵の權に關し更めて保證を與へたり宣言して曰く
「英國臣民はニューファウンドランド海岸に於ける佛人の漁獵を妨害せざるべし」
且つ英國皇帝は魚類乾燥場納屋漁船修繕に必要なる樹木伐採に際し佛人妨害の行爲を禁すべく約せり。同時に佛國皇帝は一七八三年二月二十日バルセイユに於て結べる平和條約により英國が佛國に讓與せるセントピヤー及びミケロンとニューファウンドランド間に在る海峡の中流以外に於て佛國臣民の漁獵に従事するを禁止する旨宣言せり。此の宣言は其の後百七十餘年の間何等の變更を見ずして經過し一八五七年一月十四日倫敦に於てニューファウンドランド沿岸及び其の附近沿岸に於ける漁業權に關する協約を締結者たる際佛國民の漁業權を再認せり。

此の條約により佛人はニューファウンドランドの東海岸に於てセントジョン岬よりカーボン島に至る所に於て漁業の目的により海濱使用し漁業の特占權を許與せられたり。英國臣民は同時に佛國人と共にニューファウンドランド西岸に於てノーマン岬より多少の部分を除きレー岬に至る間に於て佛人と共に漁業に従事し得る權を認められたり。佛國は又プランサプロンよりチャールズ岬に至るラプラドール沿岸於て北ベレイブル海岸に於て英國臣民と共に漁業に従事するの權を獲得せり。英國は其の他の公共の目的を以て家屋を建築するの權を保留しベーオフアイランドに於てロックポイントよりメー岬に至る海岸を占有し河川に於て漁獵の全權を保留せり。叙上の區域内に於て佛人が漁獵に従事するに當り其の時期毎年三月五日より十月五日迄と限定せらる。

同協約の意義を實現せしむるには海上に於て

一種の強力なる警察制度を設くるの必要あるを感じ協約第九條を以て佛國海軍は佛人に賦與せる特占漁業の區域内に於て英國漁船の侵入を防ぎ若し侵入せる場合には之を追放し英國軍艦の五海里以内在りたる場合には之に其の事實を報告せしむ。佛人専用の爲め保留せられたる海岸に於て英國の建設物を設くべからず。但し平時若くは行政の目的を以て建設するは此限りに非ず。英臣民にして此の條項違反の場合に於ては英海軍は其の建設物を沒收し英國巡邏艦若くは其の他の英國官憲が五哩以内の距離にある場合には建設物の取拂ひに關し通告するを要す。英政府は佛漁船漁具等は冬期中安全に保管すべきを佛國に約せり。此の場合に於ける違反者の逮捕を容易ならしむるが爲め佛國政府はかゝる漁船漁具保管の爲め海岸線一哩以内に於て三人を超過せざる限度を以て英國或は佛國臣民を使用する事を許可せられたり。

叙上の二國が採用せる漁獵警察章程は協同取締制度を確立せるものにはあらずして各國が自己の臣民に對し同章程勵行の權を保留せるものなり。然るにかゝる制度に在りては章程適用に不公平を生じ續いて誤解を來たし協約の精神を實行し能はざる事明白なるを以て此の欠陥をニューファウンドランド漁獵に關し新協約を締結し其の實行に當りてはニューファウンドランド議會の承認を経るを要する事とせり。然るに同協約は不幸實施の運に至らずして止みたりと雖も新協約は前者に比し極めて優秀なる點を有せし事否定すべからず。同案によれば漁業警察及び其の監督は自國軍艦を以て之に當らしめ巡邏艦司令官は協約國一方の漁船が章程違反の場合之を通告するの義務あり。若し佛國漁夫にして英國人の不法行爲を訴ふるに際しては英國若くは佛國巡洋艦の司令官は佛國漁夫の漁業權を侵害したる英國人の漁獵を禁じ得るのみならず被

告漁船を退去せしめ協約執行上佛國司令官は違反者に必要なる警告を與へ之に服せざる場合には其の漁具を沒收して英國司令官に引渡し若くは海岸に之を揚陸するを得しむ。居住英人にして佛人の漁業財産を毀損するが如き行爲ある時は協約國軍艦司令官は右事情に就き詳細の報告をなす義務あり。尙ほ章程違反の行爲をなし財産損壞の場合には被告國籍軍艦の司令官若くは國籍巡洋艦司令官は其の事實を調査し之を記録すべきものと定む。司令官は他國軍艦司令官を通じて直接又は間接に彼等に提供せられたる問題に關し其の權力の範圍内に於て即時裁斷を與ふべきものとす。

其の後ニューファウンドランドに於ける伊勢海老獵の問題に關し英佛政府の注意を喚起し一八九〇年の春假條約を締結し兩國の巡洋艦を以て監督の任に當らしむ。此の條約は翌年三月十日より實施せられ其の翌年四月四日英國政府

は一八九〇年の假條約を繼續する旨發表せり。佛國政府亦同約永續に同意を表し四月六日一の文書を二國間に交換せり。

超へて一九〇四年四月八日兩國政府は倫敦に於て正式に條約を締結しニューファウンドランドにて生じたる諸種の難問題解決を計れり。此の條約により佛國はウトレヒト條約第十三條によりて得たる特權を放棄し其の代償として佛國市民はセントジョン岬及びブレー岬間に横はるニューファウンドランド沿岸に於て英國臣民と對等の資格に於て漁獵の權を有するを認めらる。尙ほ佛國漁夫は食料品餌等を求め雨露を凌ぐの目的を以て同海岸港灣上陸の權を賦與せられたり。但し地方の規則遵守すべきは勿論とす。該協約は使用すべき漁網の種類にも多少の制限を加へ叙上の沿岸漁獵警察官及び不正の酒類賣買禁止に關しては二國政府共同設定の條例を遵奉すべきものと定めたり。

資金供給論

高城仙次郎

目次

- 第一節 一融通階級内の供給
- 第二節 各國人の供給
- 第三節 金融業者の價值時差
 - 第一款 貸金業者 第二款 銀行
- 第四節 非金融業者の價值時差
 - 第一款 企業家 第二款 非金融業者
- 第五節 資金の需用者と供給者

第一節 一融通階級内の供給

既述の如く、一融通階級内に於ける純利子歩合は其階級内に於ける資金の需用並に供給の一致する點に定まるものにして、其中資金の需用が如何なる原因に依りて發生し、如何なる事情に依りて其多寡が定まるものなるやは前號に於

て説述せし所なるが、今や吾人は進んで本篇に於て資金の供給が如何にして發生し其高低が如何なる事情に依りて定まるものなるやを闡明せんと欲す。

抑も一融通階級内に於ける資金の供給は需用と同じく數多の人の供給額の合計に外ならず。假りに貸借に何等の手續又は危険を伴はざる場合に利子が年六分なるときに甲は六百圓、乙は二百圓、丙は百圓の資金を供給するとせば、此融通階級内に於ける資金の供給は合計九百圓なりとす。勿論此供給額たるや個人的に之を觀るも將た又全體に就きて之を論ずるも、純利子歩合の騰落に従ひて増減するを常とす。換言すれば、利子歩合騰貴すれば、資金の供給増加し、利子歩合下落せば、減退す可し。假りに一融通階級内に甲乙丙三人の資金供給者ありて各々利子歩合の高低に準じて資金を供給すと想像して、左の資金供給表を試作せり。

純利子歩合	總供給高	甲の供給	乙の供給	丙の供給
〇	百圓	百圓	〇	〇
一分	二百圓	二百圓	〇	〇
二分	三百五十圓	三百圓	五十圓	〇
三分	四百四十圓	三百五十圓	七十圓	二十圓
四分	五百十圓	四百圓	八十圓	三十圓
五分	六百圓	四百五十圓	百圓	五十圓
六分	九百圓	六百圓	二百圓	百圓
七分	千二百圓	七百圓	三百圓	二百圓
八分	千八百圓	千圓	五百圓	三百圓
九分	二千五百圓	五千圓	千圓	五百圓

右表に示すが如く、利子歩合の漸騰するに従ひ資金の供給額も亦遞増し、漸落するに従ひ遞減するものなるが、其供給の遞増減が利子歩合騰落の程度と一定の比率を保つものなりと想像することを得ず。換言すれば、利子歩合が五分なるときに資金の供給千圓ありとし、六分ならば千二百圓となると假定せる場合に、更に七分に騰貴せば、資金の供給が千四百圓に増加す可